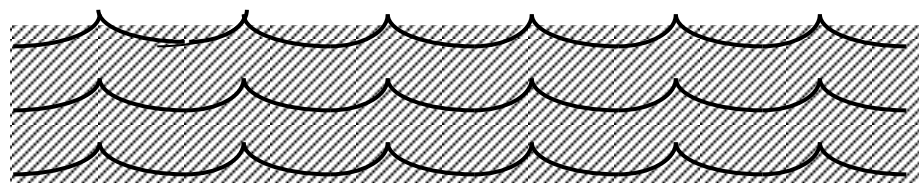


遊泳用プールの

衛生管理に

あたって



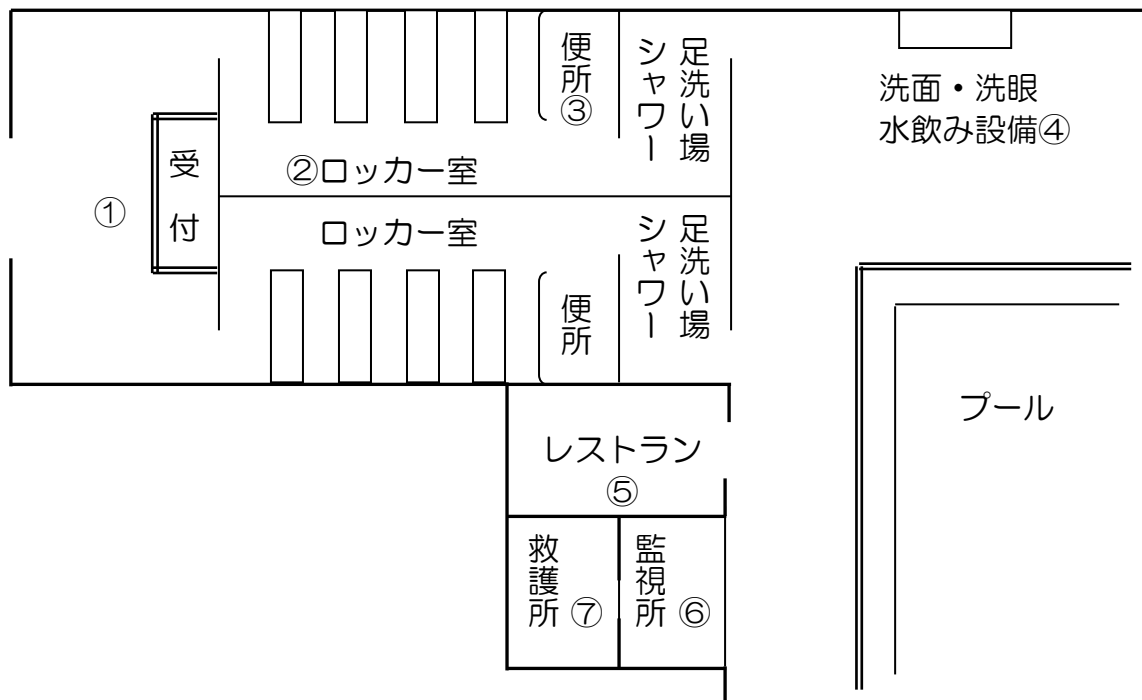
大阪市
2019.4 改

このパンフレットはプール（遊泳場）の衛生的な管理に役立てていただくために、大阪府遊泳場条例等を基に作成いたしました。

プール開設者のみなさんは快適で衛生的なプールを維持管理できるよう努めましょう。

◎維持管理のポイント その1

施設の衛生面を含めた維持管理について、それぞれの場所における留意事項を○内数字で示しました。



受付

- ① 利用者心得、利用時間、気象状況、プールの見取り図、排水口の位置等を入口その他遊泳者の見やすい場所に掲示してください。
水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔なものを貸与してください。
遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者は、遊泳させないようにしてください。
プール水の汚染、プールでの事故防止の観点から利用者数を常に把握し、状況によっては入場者の制限を行ってください。

ロッカー室・便所

- ② 更衣室（ロッカーを含む）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行ってください。
- ③ 便所は、衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置してください。

洗面・洗眼・水飲み設備

- ④ プールサイドに洗面・洗眼・水飲み設備を設け、飲用に適する水を供給してください。

飲食を提供する場合

- ⑤ 飲食を行わせる場合は、プールサイド以外にその場所を設け、プール水を汚染しないよう努め、ガラスビン等破損により危害を及ぼすおそれのある容器等は使用しないようにしてください。

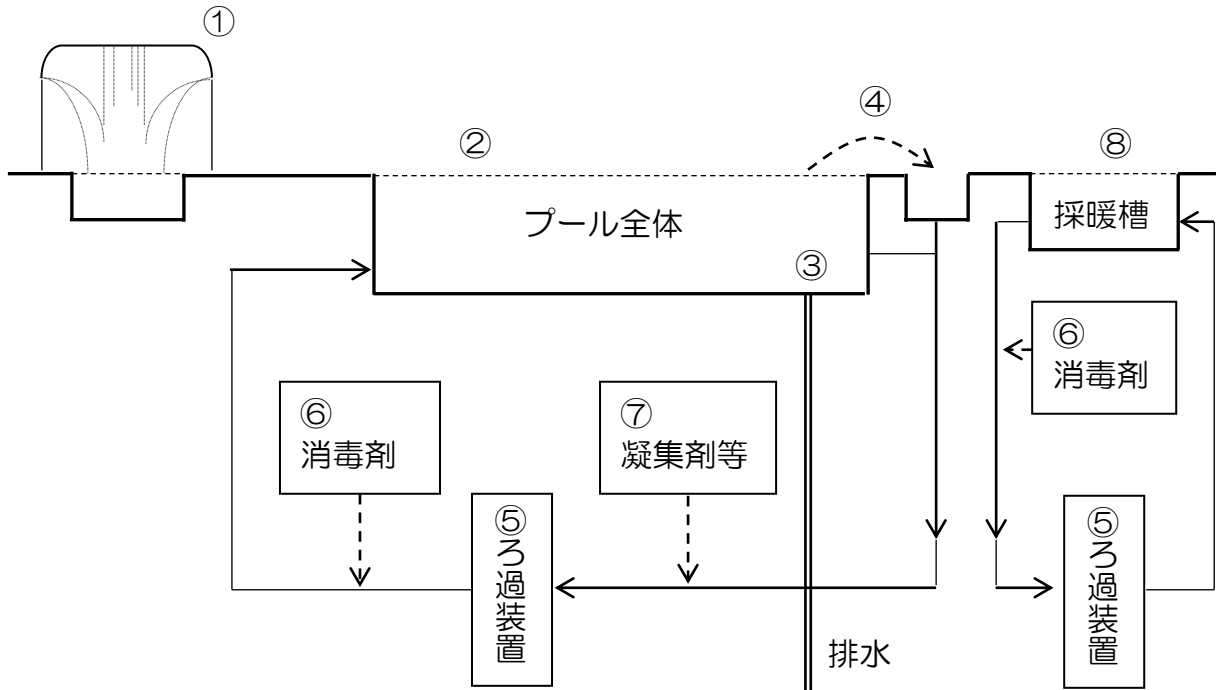
監視所並びに救護所

- ⑥ プールの水面全域がもれなく監視できる位置に、監視所又は監視設備を設け、監視員並びに救護員を配置してください。
- ⑦ 傷病者を収容し応急措置が行えるようベッド、救命用具、応急薬品を備えた救護所を設けてください。

◎維持管理のポイント その2

プールの設備面に対する維持管理について、それぞれの場所における留意事項を○内数字で示しました。

シャワー・足洗い場



シャワー及び足洗い場

- ① シャワーは、利用者が利用しやすく全身を十分に洗浄できるよう維持管理してください。

足洗い場は、清潔を保つため常時オーバーフローさせ、プール水と同等以上の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度、以下『二酸化塩素濃度』という）を確保してください。

プール本体

- ② 夏期開場プールにおいては、供用開始前及び供用終了後に、十分な清掃、設備の点検及び整備を行ってください。通年プールにおいては、随時、清掃、設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行ってください。

少なくとも年1回以上完全換水してください。

- ③ プールの排水口及び循環水の吸い込み口に網、格子等を設けてねじ、ボルト等で固定してください。

固定しているねじ、ボルト等に欠陥、変形等がないこと等を使用

開始時、使用終了時及び使用時間中の定時に確認してください。排水管自体にも金具等を設置し、吸い込みを防止してください。

オーバーフロー水

- ④ オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化、消毒を行ってください。
プールサイドを洗浄する場合は洗浄水がオーバーフロー溝に流入しないようにしてください。

循環ろ過設備

- ⑤ 循環ろ過設備の能力は、プール本体及び循環系統内の水の全容量に対し、少なくとも1時間当たり6分の1の処理能力を有し、原則として1日中運転し、ろ材の洗浄、交換を適切に行ってください。
夜間、循環ろ過設備を停止するプールにあっては、少なくとも1時間当たり4分の1の処理能力のものにしてください。
また、処理水質は、その出口における濁度が0.5度以下となるよう検査用採水栓又は測定装置を設け、正常に稼働していることをおおむね年1回は確認してください。(0.1度以下が望ましい。)

消毒等の設備

- ⑥ プールには塩素剤の連続して注入できる消毒設備を設け、プール使用時間中は運転してください。
プールに用いる塩素剤は、医薬品、食品添加物を用いてください。
- ⑦ pH調整剤、凝集剤等を使用する場合は、これら薬品の過剰使用等により支障を生じないように適切に使用してください。

採暖槽等

- ⑧ 採暖槽には消毒設備をろ過器設備の前に設け、週1回以上換水し、プール水と同等以上の遊離残留塩素濃度(『二酸化塩素濃度』)を保持してください。
レジオネラ属菌の検査を毎年1回以上行ってください。
採暖室の室温は、常に60℃以下に保ってください。

◎水質維持管理のポイント

プール水は、どの部分においても別紙記載の水質基準を維持することが必要です。次の事項を守り、より良い水質を提供しましょう！

1. プール水は、常に消毒し遊離残留塩素濃度（『二酸化塩素濃度』）がプール内で均一になるようにしましょう。
2. 新規補給水量、1時間当たり循環水量並びに消毒剤の使用量を常に把握しましょう。
3. 自主水質検査は各プール毎に次のとおり行ってください。

時間毎に
行うこと・・・

- ・遊離残留塩素濃度（『二酸化塩素濃度』）について、使用開始前、使用終了時及び使用時間中においては2時間毎に測定し、消毒が適切に行われているか確認してください。（採暖槽を含む）
- ・遊泳者数を常に把握し、多数の場合は測定回数を増やし、消毒並びに新規補給水量に注意してください。

1日1回
行うこと・・・

- ・気温、水温を1日1回以上測定してください。

毎月1回
行うこと・・・

- ・毎月1回以上採水し、pH、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌について、検査してください。

※なお、総トリハロメタンについては毎年1回以上（6月～9月の時期）に測定してください。（0.2 mg/l 以下が望ましい）

検査機関（参考）

〔 大阪健康安全基盤研究所（TEL6771-8331）
（社）大阪府薬剤師会（TEL6947-5476）等 〕

水質基準に適合しない場合は・・・

1. 補給水、換水、塩素剤の追加、循環ろ過の改善等を図り、再検査を行ってください。
2. 速やかに改善が図られない場合は、改善されるまでプール使用を一時中止してください。

◎安全管理のポイント

1. 監視員は、プール水面全域をもれなく監視する。
2. 救護員（監視員をあててもよい）をプール周辺の適当な位置に相当数配置する。
3. 救護員は応急救護の訓練を受けた者をあてる。
4. 緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成し、これを救護員の見やすい場所に掲示する。
5. 万一の事故に備えて、従業員の訓練を行うとともに、連携する医療機関を定めておく。
6. 施設内は原則禁煙とし、喫煙場所を設ける場合は他の利用者に危害及び迷惑をおよぼさないところに設置する。
7. 次の事項について管理日誌に記録する。
 - ・ 営業時間
 - ・ 気温又は室温
 - ・ 水温
 - ・ 遊離残留塩素濃度
 - ・ 新規補給水量
 - ・ 薬剤使用量
 - ・ 設備の点検及び整備状況
 - ・ 利用者数
 - ・ プールに起因する怪我、疾病の発生状況

これらの記録及び水質検査結果は**3年間保存**してください。

◎保健所への報告

1. 毎日の水質管理状況について、取りまとめ、毎月報告してください。
2. 毎月の自主水質検査の結果について、その都度、報告してください。
3. プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに報告してください。
また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに報告してください。（事故発生報告書）

◎管理体制のあり方

プール開設者は、プール全般の管理責任体制を明確にし、必ず管理責任者並びに衛生管理者を置いてください。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者を同一の者が兼ねることができます。

管理責任者とは・・・

- ・ プールにおける管理及び運営を適切に行うための責任者

衛生管理者とは・・・

- ・ プールにおける安全と衛生管理に関する責任者
- ・ 衛生管理者は、プールにおける衛生及び安全について、次の6点に関する知識及び技能が必要とされています。
 1. プールの水質管理
 2. プールの水質管理
 3. プールにおける疾病とその予防
 4. プール施設内での事故防止と救護対策
 5. プール施設の清掃と維持管理
 6. プールにおける安全管理

—参考—

衛生管理者の知識及び技能の向上のために日本プールア
メニティ協会による「衛生管理者講習会」が開催されています。
〔問い合わせ先〕公益社団法人 日本プールアメニティ協会
TEL 03-6907-8977

— 水質基準 —

プール・採暖槽等共通

遊離残留塩素濃度は、 0.4 mg/l 以上であること。
また、 1.0 mg/l 以下であることが望ましい。

塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合、プール水の二酸化塩素濃度は、 0.1 mg/l 以上、 0.4 mg/l 以下であること。また、プール水の亜塩素酸濃度は、 1.2 mg/l 以下であること。

プール

1. 水素イオン濃度は、pH値 5.8 以上 8.6 以下であること。
2. 濁度は、 2 度以下であること。
3. 過マンガン酸カリウム消費量は、 12 mg/l 以下であること。
4. 大腸菌は、検出されないこと。
5. 一般細菌は、 1 ml 中形成される集落数が 200 以下であること。

採暖槽等

レジオネラ属菌は、 100 ml 中形成される集落数が 10 未満であること。

— 試料採水地点 —

矩形のプールでは、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 箇所以上の水面下 20 cm 及び循環ろ過装置の取り入れ口付近。

その他の形状のプールでは、これに準じ、適切な地点を選ぶこと。